

しまね長寿・子育て安心リフォーム助成事業
「部分的耐震改修」制度説明会 質問票回答

Q1	既存の基礎仕様が「基礎Ⅲ」の場合は改修する必要があるでしょうか。
A1	「基礎Ⅲ」（玉石、石積、ブロック基礎、ひび割れのあるコンクリート基礎）の場合でも、特定居室の部分評点が1.5以上であれば基礎を改修する必要はありません。ただし、「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」に比べて耐力低減係数Kjの値が小さくなり、壁の存在耐力が小さくなるため必要壁量が増える可能性があります。なお、特定居室の耐力壁の下に基礎が無い場合には、壁が負担した耐力を地盤に伝えることが出来ませんので、必ず基礎を設けてください。 (「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」[一般財団法人 日本建築防災協会]の質問回答集 Q3.15、Q3.16 参照)
Q2	特定居室の開口部は掃出し窓が必要でしょうか。高窓ではなく開口部高さが1.1mや1.3m程度は避難上有効な開口部として扱うことは不可能でしょうか。(内法は1.8~2.0m程度)
A2	居室・居間などの特定居室から外部へ避難するための開口部の下枠は、安全な避難のため床との段差がないものとしてください。
Q3	計算書の[改修壁1]の「壁1」に記入しないのはなぜでしょうか。(壁が既存のままだと計算に入れてはだめなのでしょう)
A3	計算例では、[既存壁1]を以下のように[改修壁1]に改修しています。まず「壁1」の既設外壁の「木ずり下地モルタル塗り壁」を撤去し、次に「耐震要素」である既設の「筋かい45×90(釘打ち)」を切断又は撤去します。そして新たに「耐震要素」として構造用合板を柱・間柱・土台・梁に直張りし、「壁2」の内壁は既設壁のままとしています。壁が既存のままでも計算に入れてかまいません。ここで[改修壁1]の「壁1」に記載がないのは、「耐震要素」の構造用合板を軸組みに面材として直接壁下地材として取り付け、その面材に基準耐力がある仕上材を重ね張りした場合でも下地の面材のみの耐力しか加算できないためです。 (「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」[一般財団法人 日本建築防災協会]の質問回答集 Q4.12 参照)
Q4	助成事業申込の場合、住宅センターで耐震診断を無料で行っていただけるとのことでしたが、その場合既存住宅の図面が必要ですか。
A4	住宅センターで木造住宅の耐震診断を行う場合、次の書類が必要です。 1. 付近見取り図 2. 対象住宅の各階平面図 3. 建築時期が確認できる書類 なお、住宅センターでは耐震補強計画設計は行っておりませんので、他の建築設計事務所にご相談をお願いします。
Q5	現況耐震診断は、数年前に行ったものでも良いでしょうか。
A5	耐震診断後に、増築や変更(間取り・開口部の位置や大きさ)等が無ければよろしいです。
Q6	現況の耐震診断・改修計画の設計や改修後の耐震診断は有資格者がしないといけないのでしょうか。
A6	耐震診断を行うためには、特定の資格が必要です。主に以下の資格が求められます。 1. 建築士：耐震診断を行うためには、一級建築士、二級建築士、または木造建築士の資格が必要です。 2. 耐震診断資格者：建築士の資格を持った上で、耐震診断に関する講習を受け、耐震診断資格者として認定される必要があります。 これらの資格を持つ専門家が、建物の耐震性能を評価し、必要に応じて耐震補強の提案を行います。